

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="311 703 1240 772">設計業務等標準積算基準</p> <p data-bbox="557 926 994 974">平成 27 年 10 月</p> <p data-bbox="507 1247 1044 1283">平成28年4月 一部改定(第1回)</p> <p data-bbox="507 1352 1044 1388">平成28年5月 一部改定(第2回)</p> <p data-bbox="557 1772 994 1820">山梨県 県土整備部</p>	<p data-bbox="1537 693 2466 762">設計業務等標準積算基準</p> <p data-bbox="1783 915 2220 963">平成 27 年 10 月</p> <p data-bbox="1733 1241 2270 1276">平成28年4月 一部改定(第1回)</p> <p data-bbox="1783 1772 2220 1820">山梨県 県土整備部</p>	

改定

第1章 地質調査積算基準

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12	38.0%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A, b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

現行

第1章 地質調査積算基準

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	52.0%	335.58	-0.135	32.8%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A, b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

摘要